定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、鹿児島県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（鹿児島県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税 ［(1)・(2)　略］ ［ロ　略］ ［二・三　略］	定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、鹿児島県が、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（鹿児島県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税 ［(1)・(2)　同上］ ［ロ　同上］ ［二・三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第六条　過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十二年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第三十一条に規定する総務省令で定める場合）	（法第三十一条に規定する総務省令で定める場合）
第一条　過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）第三十一条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。	**第一条**　過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）第三十一条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
一　事業税　次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合	一　事業税　次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合
イ　法第二条第二項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日（以下「公示日」という。）から平成三十三年三月三十一日までの間に、法第二条第一項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第三十三条第一項の規定に基づいて新たに当	イ　法第二条第二項の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日（以下「公示日」という。）から平成三十一年三月三十一日までの間に、法第二条第一項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第三十三条第一項の規定に基づいて新たに当

該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第一項の表の第一号の第二欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第一項の表の第一号の第三欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第三欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が二千七百万円を超えるもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税 ［ロ　略］ ［二・三　略］	該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第一項の表の第一号の第二欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第二欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第十二条第一項の表の第一号の第三欄又は第四十五条第一項の表の第一号の第三欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が二千七百万円を超えるもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税 ［ロ　同上］ ［二・三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第七条　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第十条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成十三年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十条に規定する総務省令で定める場合）	（法第十条に規定する総務省令で定める場合）
第一条　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（以下「法」という。）第十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。	**第一条**　原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（以下「法」という。）第十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。
一　事業税　法第三条第三項の規定による内閣総理大臣の公示の日（以下「公示日」という。）から平成三十三年三月三十一日	一　事業税　法第三条第三項の規定による内閣総理大臣の公示の日（以下「公示日」という。）から平成三十一年三月三十一日